

「児童心理治療施設 横浜いずみ学園について」

—令和3年4月20日 法務省法制審議会民法部会提出資料—

横浜いずみ学園

井上 真

児童心理治療施設とは

○児童福祉法第43条の2

「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間、入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

○1962年(昭和37年)、岡山(岡山県立津島児童学院)、静岡、大阪で開設されたのが始まり。年少児の非行、不登校の問題を心理学的な問題と捉え、治療を目的とする施設として開設された。現在(令和3年4月)全国に53施設。関東ブロックには11施設。

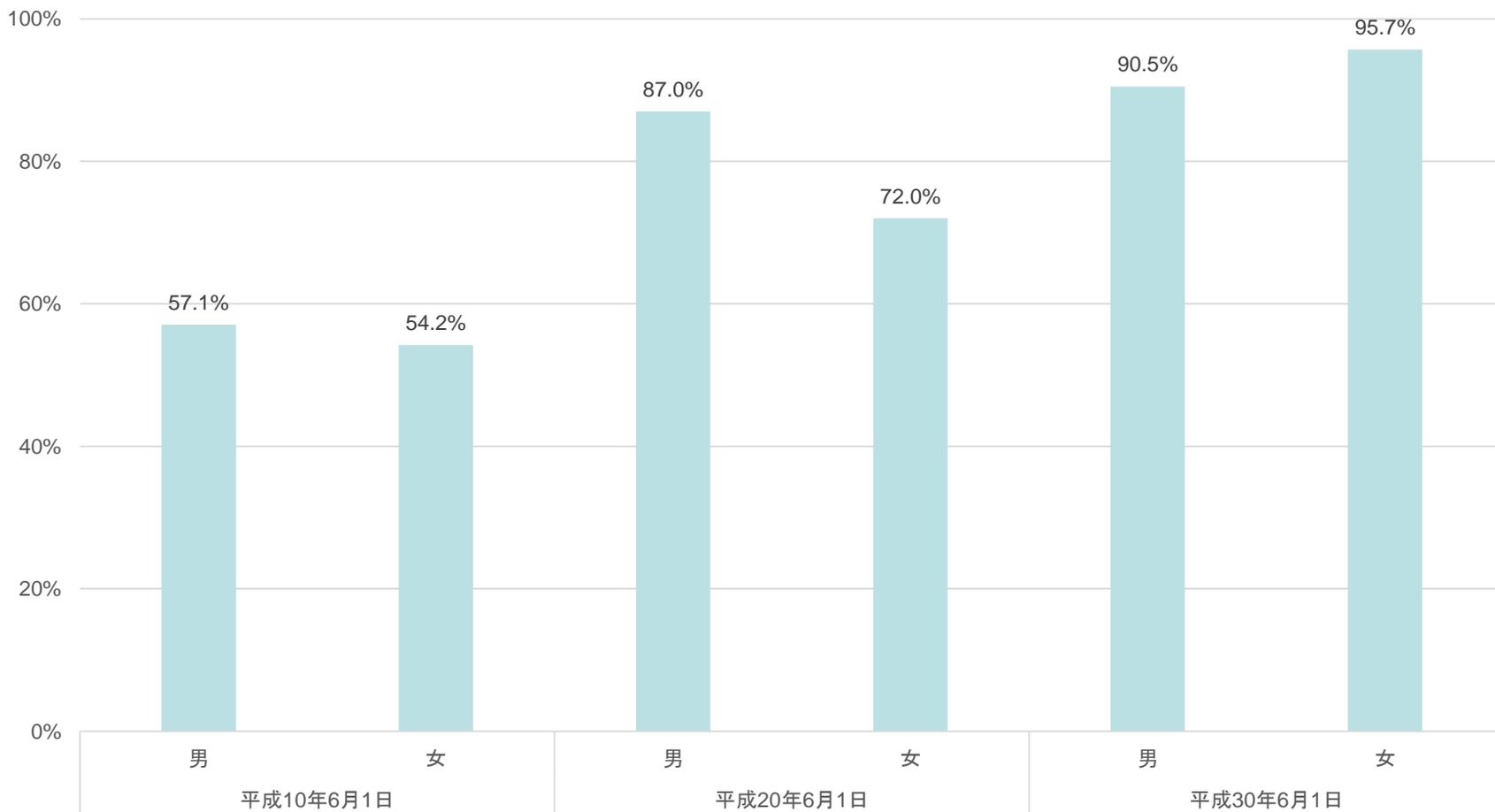
横浜いずみ学園について



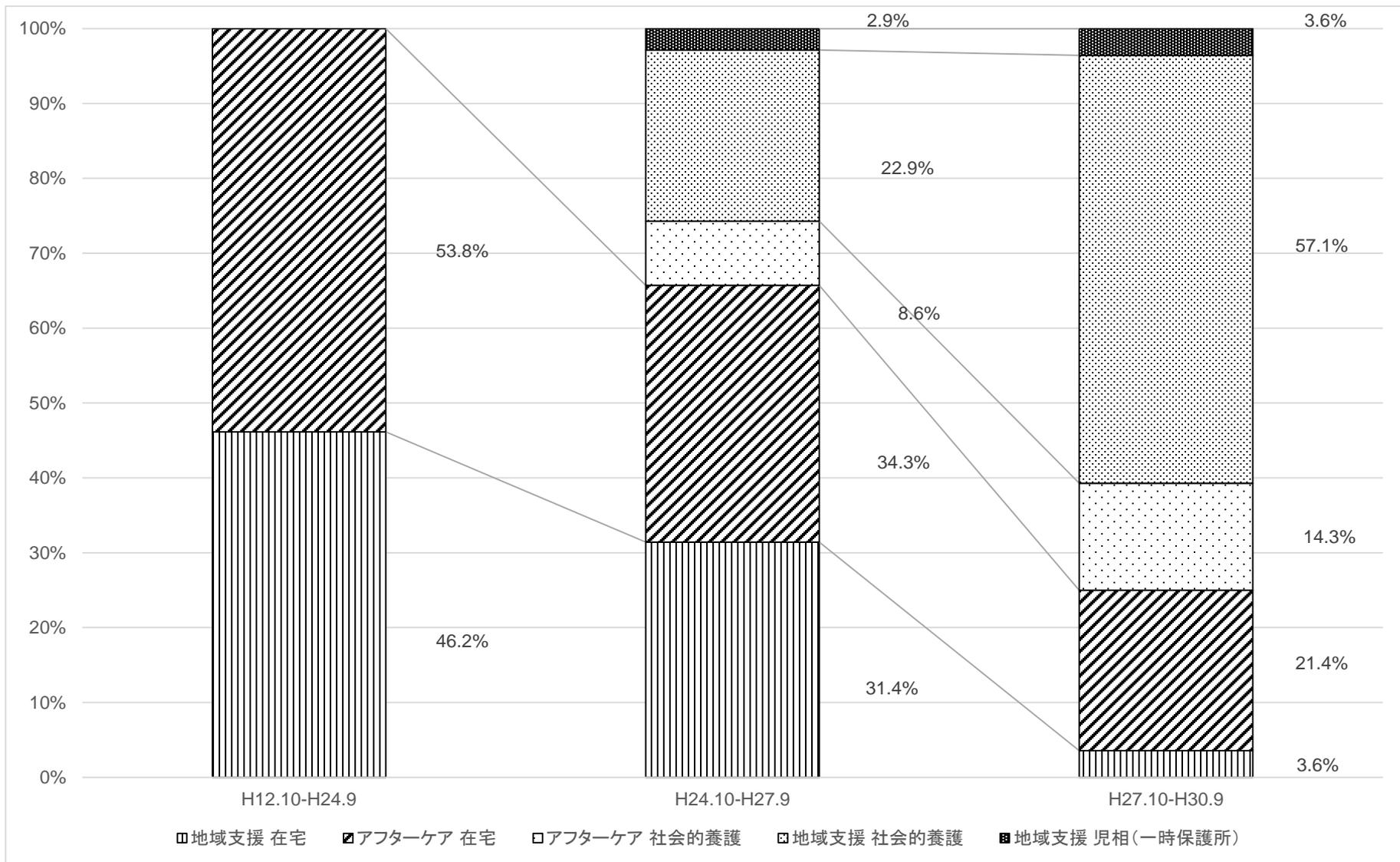
横浜いずみ学園について

- 医療、心理、福祉、教育等の専門家の協働による子どもへの総合的な援助。総合環境療法。
- 治療スタッフ: 児童精神科医、看護師、セラピスト、指導員、栄養士、事務員、教員
(地域の学校の個別支援級が分級として施設内にある)
- 対象: ほとんどが虐待を受けた子ども。学校や集団生活での問題を抱えており、児童養護施設での対応では難しい。心理的な援助のみならず、生活環境の調整が必要。横浜いずみ学園の平均在園期間は3年3か月。7、8年を越えるケースも。基本的には高校卒業時に退園となる。

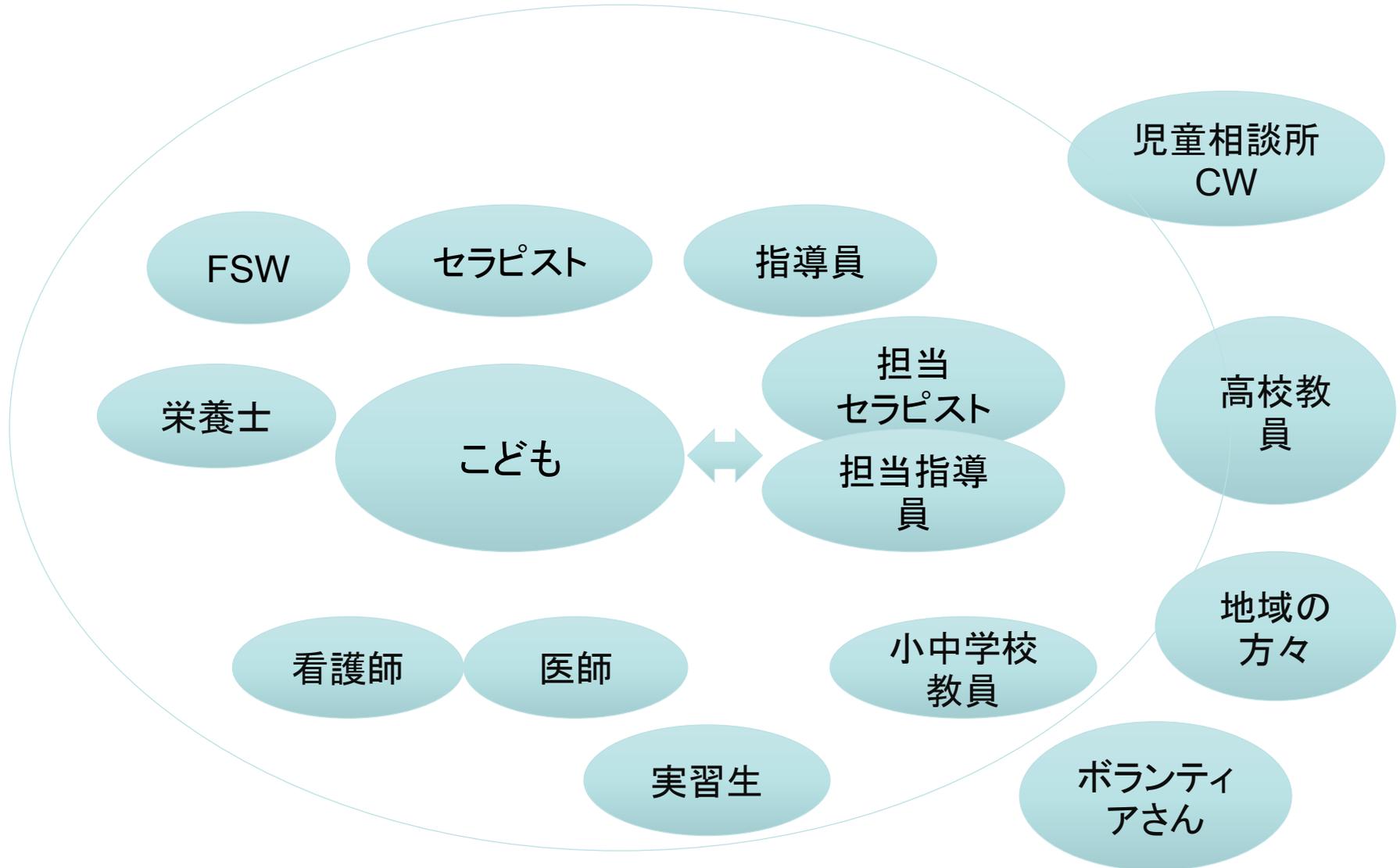
横浜いずみ学園における被虐待児の割合



横浜いずみ学園における通所対象児と 利用目的の推移



横浜いずみ学園における子どもの支援体制 (総合環境療法)



横浜いずみ学園における援助

○安全感のある生活

- ・快食、快便、快眠
- ・プライベートスペース
- ・見通しの立つ生活

○大人を頼る力を育てる

- ・職員が子どもを見守る体制
- ・きめ細かな観察と支援

○主体性を育てる。

- ・入園時から目標を作る
- ・子どもと話し合いながら、個々の生活プログラムを作る
- ・生活上のトラブルの解決を図る